山形県総合政策審議会運営細則 (改正後)

(目的)

- 第1条 この細則は、山形県総合政策審議会条例(平成13年3月県条例第8号。 以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、山形県総合政策審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (部会)
- 第2条 条例第8条第1項の規定に基づき、審議会に土地利用部会を置く。 (部会の職務)
- 第3条 前条に規定する土地利用部会は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議する。 (部会の議決)
- 第4条 条例第8条第7項の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 国土利用計画法第7条第3項及び第9項、第8条第5項及び第6項並びに同 法第9条第10項及び第14項に関する事項
 - (2) 国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第15条に関する事項 (県民の意見の聴取等)
- 第5条 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、部会において 県民の意見を聴くことができる。
- 2 部会長は、調査審議のため必要と認める場合において、審議事項に専門的 学識経験をもつ有識者の意見を聴くことができる。

附則

- この細則は、平成13年 5月14日から施行する。 附 則
- この細則は、平成15年 7月29日から施行する。 附 則
- この細則は、平成16年 6月 1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成17年 6月22日から施行する。 附 則
- この細則は、平成19年 8月28日から施行する。 附 則
- この細則は、令和元年 7月29日から施行する。 附 則
- この細則は、令和2年7月31日から施行する。